

平成28年
第10回10月定例教育委員会議事録

平成28年10月27日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 28 年 10 月 27 日
- 開会時間 午前 9 時 00 分
- 閉会時間 午前 10 時 05 分

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 平成 28 年第 9 回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
- 今回議事録の署名委員 梶原 千春 委員

(2) 議事 なし

(3) 教育長報告

- ①福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会（10 月）について

(4) 報告 なし

(5) その他

- ①教育長の業務報告（9～10 月分）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成 28 年 11 月分）
- ③「第 6 回古代山城サミット西条大会」並びに
「日韓古代山城保存活用政策フォーラム」に関する報告について
- ④全国学力・学習状況調査に関する取組の成果が見られる
市町村の状況について

4 出席した委員等 吉富 修（教育長）

角 敬之 安部 一枝 梶原 千春
高木 和敏 松本 民仁

5 欠席した委員

6 出席した職員

教 育 部 長	平田 哲也
教 育 政 策 課 長	船越 康二
教 育 振 興 課 長	森永 希代美

教育指導室長	黒澤 真二
スポーツ課長	船越 善英
ふるさと文化財課長	石木 秀啓
教育政策課係長	山本 耕督

7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 渡邊 洋介

午前9時00分 開会

○吉富教育長

それでは、出席すべき方がおそろいになりましたので、ただいまより平成28年10月定例教育委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、既に委員としては学校訪問等でご活躍いただいておりますが、松本民仁委員が新たに教育委員として就任されておりますので、この場で一言ご挨拶をお願いしたいと思っております。松本委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

○松本委員

このたび委員を授かりました松本です。まだ皆さんの役に立たないと思っておりますので、一生懸命努力しまして、一刻も早く役に立ちたいと思っております。よろしくをお願いします。

○吉富教育長

松本委員、ありがとうございます。一緒に大野城市の学校教育の充実のためによりしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

[議事録承認]

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の9月定例会にて高木委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○高木委員

はい。よろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、梶原委員さんをお願いいたします。次回の教育委員会において署名をお願いいたします。

[議 事]

○吉富教育長

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

今月は、議案として提出されているものはございません。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

4番の教育長報告に移らせていただきます。

開催されました福岡教育事務所管内教育長会において説明を受けましたものにつきまして、ご報告をさせていただきます。資料につきましては、ナンバリングの2からでございます。どうぞ所定のページをおあけください。

まずは不祥事防止対策の徹底についてでございます。これは新聞で報道されましたので既に把握してあると思いますが、10月12日に糸島市立中学校の女性教諭が宴席の後、歩いて帰ると周囲の者に漏らしていましたが、実際には自家用車に乗ったということでございます。実際の事案は1週間前に発生していたのですが、運転そのものはしておらずに、脱輪した車に乗っていたということで、1週間、きちんとした事実を確認されての発表でございました。それで、不祥事防止対策の徹底ということで、新たな指導の文書と研修会のための資料がここに掲示されているところでございます。

本人にしますと、宴席があつて、車で来ている、周囲の者には歩いて帰るということをお告しておいたのですが、宴席の場所から自宅まではほんのちょっとだったそうでございます。それで、ほんのちょっとならという気の緩みだったのでしょうか、実際には乗っていったと。しかし、その途中で脱輪したままになっていると聞き及んでおります。筑紫地区内でも似たような状況があるかと思っておりますので、こういったこと、きちんと知らせております。

全体的には、約1カ月間は宴席を自粛するというので、今、福岡教育事務所管内はじっと自分の足元を見ることを行っています。つきましては、11月2日に予定しておりました筑紫地区教育委員会教育委員研修会のスケジュールにも一部変更が生じたことにつきましては、お知らせは行っていますね。せっかく予定していただきましたけれども、そんな状況になっております。

さらに、本市におきましてこういう事案が発生しないようにするために、3ページから7ページまでの資料を実際に活用して、研修会とチェックを行ってくださいと

しておるところでございます。これが一つでございます。

続けて説明させていただきます。資料は8ページからになります。

「教科書発行者行動規範」の制定についてでございます。

平成29年度使用教科書の採択業務にかかわって、社会から教育公務員としての信頼を損ねるような事案が発生したことについては新聞でご存じかと思えますけれども、研修と称して、教科書会社が発行するであろう、いわゆる白表紙といわれる、実際に発行されるもとなる教科書の一部を提示されながら、提示された資料について意見を物申し、よりよい教科書にしていくという、いわゆる研修が、それが白表紙の内容であるとは認知できずに、単純に教材研究ということで取り組んだものが、実際には教科書採択業務にかかわっているのではないかと広く社会の疑念を抱くような事態が生じたことから、この教科書発行者行動規範の制定について、いま一度、各現場の津々浦々に指導をし、こういったことがないようにという趣旨のものでございます。

8ページを特に御覧ください。

枠囲みのところ、2番の「教科書採択の公正確保の徹底について」という表題がついている(1)の①。教科書を使う前には、各教育委員会で教科書の調査・研究を行う行事がございます。そういう組織をつくります。そういう調査委員等に、1行下の右側から、「特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不適當である」という、この趣旨に尽きます。ある特定の教科書に意見を供した、そのような者が、各地区の、例えば筑紫地区の教科書を採択する調査・研究に当たるような業務につくこと自体が不適切ですということを書いてあります。それで、教科書発行者行動規範というものが出されております。

15ページを御覧ください。

これを一人一人の教職員にしっかりとこの趣旨を理解させ、広く社会に疑念を抱かせることがないようにするためにということで、職員配布用が示されているところがございます。これを各学校長の指導のもと、一言一句を読みながらしっかりと把握するように指導しているところがございます。

17ページを御覧ください。

全部に触れることはできませんけれども、一つ、大まかにご存じおきいただきたいことがございます。一番上の枠囲みの「許容される行為」、さらに枠囲みがある注書きのところです。教科書・教師用指導書等の編集・執筆等に関与し、対価として原稿執筆料等を受領する場合は、営利企業等の従事許可など服務監督者の定める手続が必要な場合があり、教育公務員特例法、いわゆる教特法によりその都度判断されます。また、対価として適正な金額については、社会通念上過大なものでないかその都度判

断する必要がありますとありますように、教科書会社が求める意見を言うこと自体は、きちんと届け出さえすれば、特段否定されるものではありません。ただ、その謝礼が社会通念上、上回るようなもの、それ以上の行為を求めるような意味の含まれているものとか、その者がある具体的な地域の教科書の決定にかかわるような影響力を持つような業務に入ったらいけませんということでございます。

そのページの3番を見てください。三つ白丸があるうちの二つ目の丸、これらの委員等に、採択に直接の利害関係を有する者や、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不適當、これがこのことでございます。そして、そのように委員等に選任される予定がある場合には、教科書採択の公正性、透明性に疑念が生じないように、教科書会社から意見を求められたような者は服務監督者へきちんと自己申告してくださいと。直接的な服務監督者は校長でございますし、その校長の服務監督者は教育長でございますので、きちんと自己申告をしてくださいとあります。これが今回の場合、あっていませんでした。

ただ、毎年毎年、筑紫地区内で人事異動があるときに、自己申告された内容まで送りつけるということが、他市町に人事で異動した場合にはなかなかできませんので、これについては具体的な方策を講じなければならぬだろうと考えています。

こういったことを、この資料を渡して、読み上げて、理解させてくださいと言っているところでございます。

平成32年には、改定された新しい学習指導要領に基づく教科書の採択等があります。その前にも教諭教科書調査・研究業務が発生しますので、もう一度、こういったことをしておかなければいけないと思っているところでございます。

進めてよろしいでしょうか。では、次に行きます。

平成28年度福岡県学力調査の結果について。前回、黒澤室長のほうから全国学力・学習状況調査結果、全国区のものについて示されました。これは福岡県学力調査の結果でございます。

19ページが資料でございます。対象学年は小学校5年生、中学校2年生でございます。

20ページをおあけください。

5番の(2)地区別の平均正答率及び最大・最小の差とあります。松本民仁教育委員におかれましては、例えば左端に県全体から福岡、京築まで地区名がございます。これは、福岡県を六つのグループに分けています。それが福岡地区、北九州地区から京築地区ということ、ご存じだろうと思えますけれども、分かれていまして、それぞれに教育事務所がございます。そのグルーピングでそれぞれのアベレージを出したも

のをここに載せてあるところでございます。

それで、福岡地区の国語の全体、基礎のところだけ網かけしています。この網かけ部分は、期待正答率を上回っているものとあります。期待正答率といいますのは、上に行ってくださいませ。（1）のところに用語の説明がございます。学習指導要領に示された内容について、標準的な時間をかけて学習した場合、正答できることが期待されている児童・生徒の割合で、大体これくらいとっておけば適正な指導がなされているものと判じるための統計的数値でございます。ですから、指導の効果があれば、当然全部網かけにならなきゃいけませんけれど、なかなかそうはいきません。福岡地区だけが、期待正答率を国語について上回っています。それが「全般」という講評のところに書いてあります。

この六つの地区の中で、福岡地区がどの教科区分におきましても一番いい成績を示しているところがございます。例えば国語の全体でいえば、一番実態的にきつところは60にも満たないで10点近く開いています。このアベレージにおいての10点という差は相当きついものがございます。ですから、全国学力・学習状況調査結果で各県ごとのアベレージが示されているのは、各地区の実態を把握する上では少し不適切な数字になりますことをお考えいただければと思って、そこを詳しくしました。

それから、21ページ、地区別の標準化得点とあります。標準化得点とは、各年度の県の平均正答率がそれぞれ100となるように標準化した得点でございます。それぞれの教育事務所が県よりも上であれば全部網かけにならなきゃいけませんけれども、南筑後の小学校と福岡地区の小学校、中学校のみしかアベレージの上を行っていないということでございます。むしろ福岡県のアベレージの順位が全国において厳しいというのは、こういったところから具体的に理解していただけるのではなかろうかと思っています。

福岡県の城戸秀明教育長様と各教育事務所ごとの教育長の代表者会で、県全体で非常に開きが大きいものですから、実態が厳しいところの方策を福岡地区に当てていただいても効果がないのではないですかといった協議が今なされているところがございます。

学力については、以上で終わらせていただきたいと思います。

（4）番の平成28年度福岡県学力調査の結果については、黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

その他のところで言います。

○吉富教育長

その他でいいんですね。なら、譲りましょう。

それでは飛ばして、取り扱い注意と書いておりますところです。平成28年度学力調査結果平均正答率＜合計＞各市町 県との平均正答率の差、グラフ、マトリックスと書いてあるところでございます。資料は34、35になります。おあげください。

この資料は、福岡県が各市町ごとに――私どもは大野城市でございますので、具体的に大野城市と書かれたものしか渡されていません。他市町の位置づけについては渡されていません。それぞれの市町が自分のところの位置づけを書いたものを渡されているものでございます。小学校、中学校ともに福岡教育事務所管内の位置づけはこうなっていますよということでございます。

これは、すぐ順位をあおるもとにもなりますけれども、筑紫地区はもとより、大野城市、頑張っていただいています。全体的には中学校が伸び悩んでいると指摘されているところですが、大野城市の中学校、よく頑張っていただいています。

それから、35ページを御覧ください。

4象限に分けているところがございます。もちろん成績のよいところは、四角の右上隅にあるところがございます。絶えず大野城市は、グラフで言えば第一象限、右上隅にいます。小学校、中学校ともにバランスよくいきますので、これがさらに右上隅の書き切れないところに上がるように、叱咤激励してまいりたいと思っています。

以上でございます。

一応予定されておりました項目については説明が終わりました。ご確認ありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○高木委員

教科書採択の件でございます。今回、教科書の自己申告。教科書会社から執筆をお願いしたいとか来ますよね。過去、そういう例もあったんですけども、それは自己申告で校長先生に名乗ると。それで、今、教育長が言われましたこの徹底について、全職員に職員会なりで校長が伝えるわけですね。

○吉富教育長

そうです。その方法をとらせています。

○高木委員

わかりました。

それともう一つ、実際に調査員になった先生が勤務時間内に集まって教科書の特徴を書くと思うんですが、それは正式な名称は何になるんですかね。何かその辺が。

「あら、あの先生が調査員になつとうと」とか、過去にあったものですから、きちんと、教育課程編成何とかだったですかね。校長先生がそういうふうきちんと名称を言っているんだったら、シンプルに「教科書採択の調査会議」とか、そんなふうに来たら。私の個人的な考えですけど、そのほうがシンプルで、先生方も腹を探らなくてよかったですよ。単なる意見です。

○吉富教育長

承って、しかるべきときが来ましたら出すこともあるだろうと思います。福岡県の採択業務においては、教科書の採択にかかわること自体、静謐な環境においてなされるべきとありますので、今、教科書にかかわっていること自体を一切知らせないようということですから、今の高木委員のご指摘のようなことが起きるんだろうと思っています。

教員だけに通じるような言い方ですみません。教材研究といいまして、それぞれの教科の内容とか指導方法等について研究を重ねたものにつきましては、当然、各教育委員会から校長会等に依頼して、教科書の内容、指導法等に詳しい者を委員として選出し、推薦をします。推薦された人は、教科書にかかわる調査・研究をする目的で今出張していますということは、職員にも誰にもわからないようにいたします。秘密業務になっていますので、そういうことを言いました。

もしそれが公になると、逆に教科書会社の関係者がその資料をもとにすぐお声をかけする場合もあるものですから、そんなふうにはしていません。

ほかにございませつか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

そうしたら、教育長報告については終わらせていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

5番、報告。事務局、ないですね。では、進めさせていただきます。
以上で報告を終わらせていただきます。

[その他]

- (1) 教育長の業務報告（9～10月分）
- (2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（平成28年11月分）
- (3) 「第6回古代山城サミット西条大会」並びに「日韓古代山城保存活用政策フォーラム」に関する報告について
- (4) 全国学力・学習状況調査に関する取組の成果が見られる市町村の状況について

○吉富教育長

それでは、予定しておりました報告につきましては終わりたいと思います。
全体を通して、何かご確認があればどうぞ。いいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、以上をもちまして10月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前10時05分 閉会